

# 平成29年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

## 1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、過疎法等の地域振興関連8法（以下、「8法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち平成29年度に同制度を実施した市町村は19市町村である。

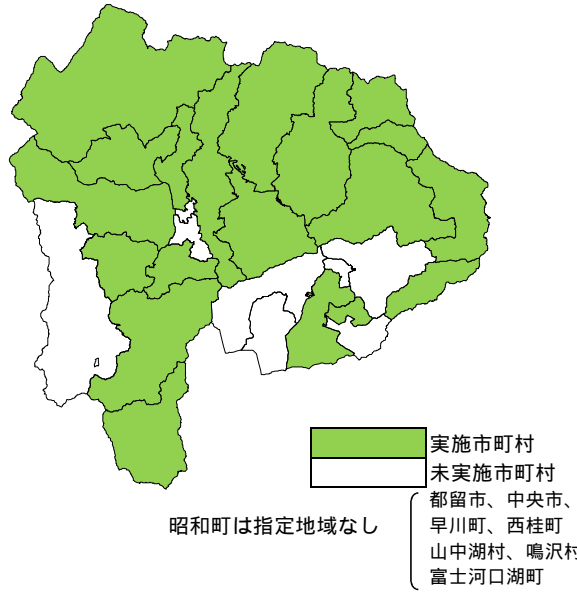
なお、未実施7市町村のうち3町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がない、4市町が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由から本制度を実施していない。

表-1

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
8法地域	全域指定	14	10
	部分指定	9	8
特認地域	全域指定	2	1
	部分指定	10	8
合 計		26	19

注) 特認基準の部分指定地域については、8法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

(重複市町村：甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、富士河口湖町)



## 2 協定締結の状況

### (1) 協定形態別内訳

平成29年度協定数は、集落協定308、個別協定7、合計315で、昨年度から1協定増加した。

集落協定参加者数は68人増加して11,659人となり、協定面積は、集落協定で17ha増加して3,654ha、個別協定は微増して74haで、合計3,728haとなっている。

協定への交付金は、集落協定で3,181千円増加し、493,099千円、個別協定は前年から2千円増加して9,585千円で、合計502,684千円の交付となっている。

また、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するための段階的単価別では、集落協定で、通常単価協定が195(63%)、8割単価協定113(37%)、個別協定では全協定が通常単価協定となっている。

表-2 (単位：件、人、ha、千円)

	集落協定		個別協定	計	前年比(%)
	うち通常単価	うち8割単価			
協定数	308	195	7	315	100.3%
参加者数	11,659	7,539	4,120	11,666	100.6%
協定面積	3,654	2,763	74	3,728	100.5%
交付金額	493,099	412,212	80,887	502,684	100.6%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### (2) 協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策(H27~)における農振農用地区域編入面積(単位：a)

	田	畑	計
平成27年度~	0	0	0
協定面積占有率(%)	0.000%	0.000%	0.000%

(3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成 (単位:人)

農業者	法人構成員	農業生産組織構成員	その他組織	非農業者	その他
10,585	259	226	142	375	72
					合計
					11,659

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。  
その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる。

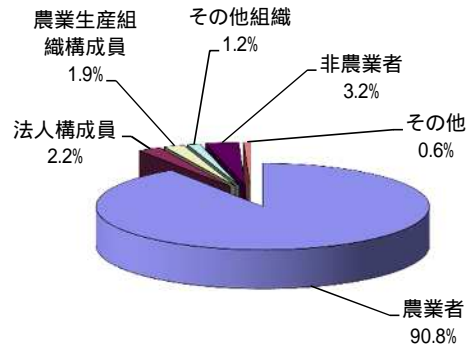
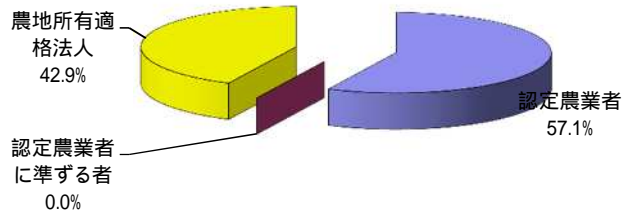


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農地所有適格法人	計
4	0	3	7



(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

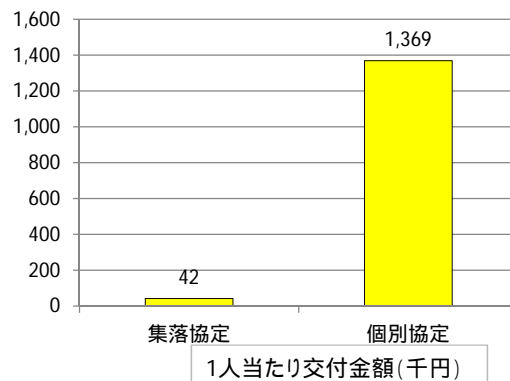
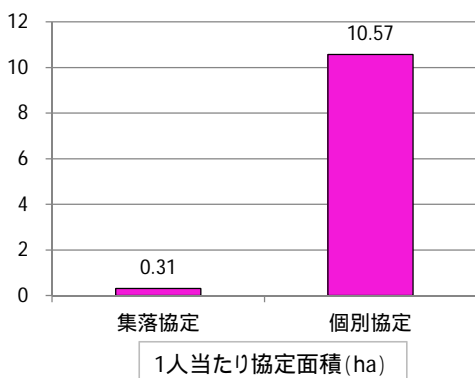
協定面積では集落協定は一協定当たり11.86ha、一人当たり0.31ha、個別協定は一人当たり10.57haとなっている。

また、交付金額では集落協定は一協定当たり1,601千円、一人当たり42千円、個別協定は一人当たり1,369千円となっている。

表-6

(単位:人、ha、千円)

	集落協定							個別協定	
	計	全体		通常単価協定		8割単価協定		計	全体一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	3,654	11.86	0.31	14.17	0.37	7.88	0.22	74	10.57
交付金額	493,099	1,601	42	2,114	55	716	20	9,585	1,369
面積H28比	100%	100%	101%	100%	99%	99%	98%	100%	100%



(5) 協定面積の地目・区分別内訳

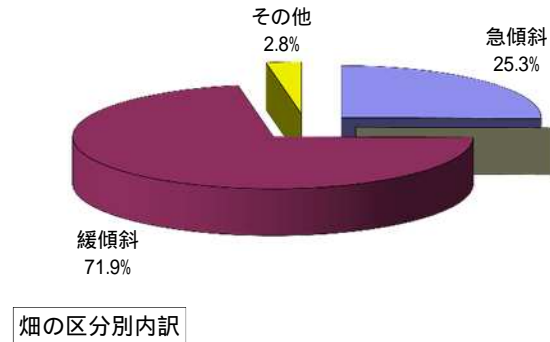
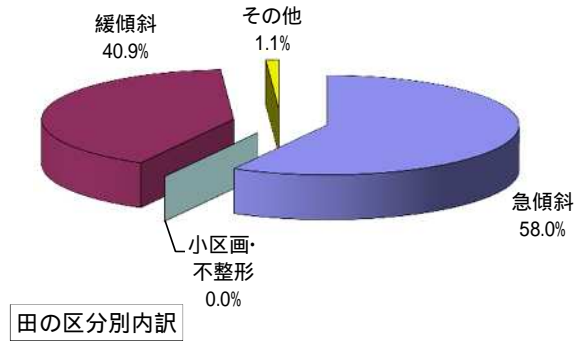
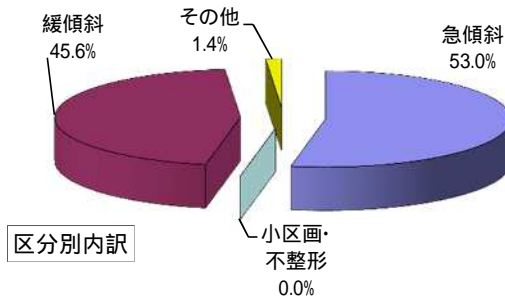
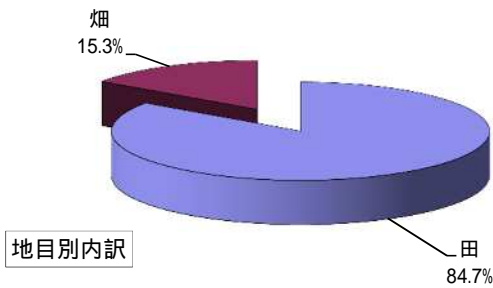
地目別では田が84.4%、畑が15.6%となっている。区分別では急傾斜が53.3%、緩傾斜が45.3%、その他が1.4%となっている。

表-7

(単位:ha)

	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他(1)	計
田	1,832	0	1,291	35	3,157
前年比(%)	100.4%	0.0%	100.0%	98.7%	100.2%
畑	144		411	16	571
前年比(%)	104.6%		100.7%	100.8%	101.7%
計	1,976	0	1,701	51	3,728

1は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。



(6) 地域別実施状況

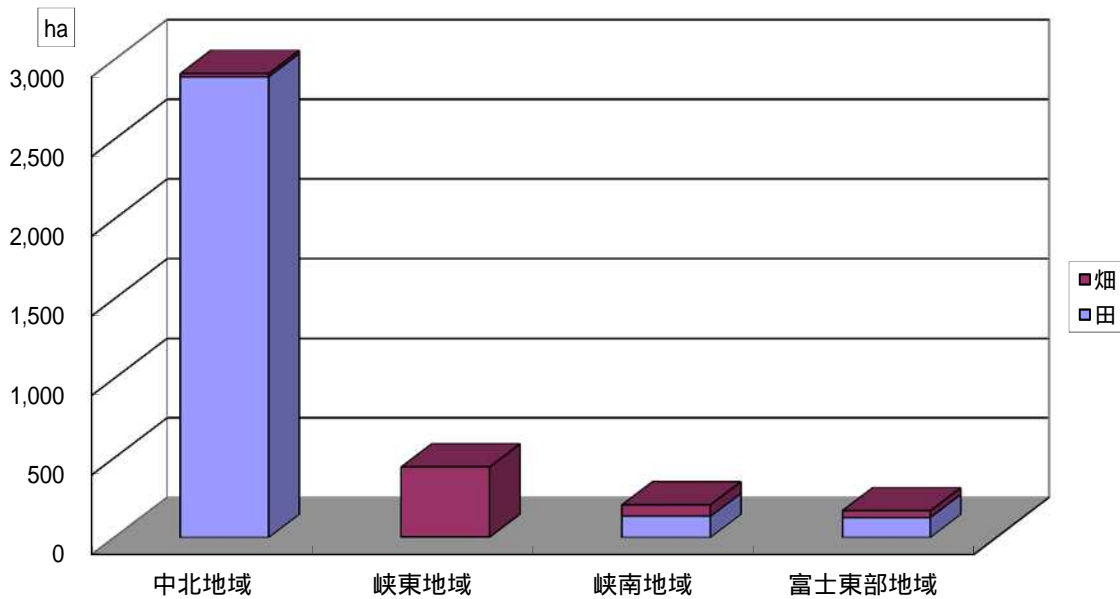
協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いの中北地域で2,839ha(前年比8ha増)となっている。

地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,820ha(同8ha増)、畑で最も多いのが峡東地域で439ha(同9ha増)となっている。

表-8 (単位: ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,894	19	2,913	78.1%
峡東地域	4	439	443	11.9%
峡南地域	133	72	205	5.5%
富士東部地域	126	41	167	4.5%
計	3,157	571	3,728	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

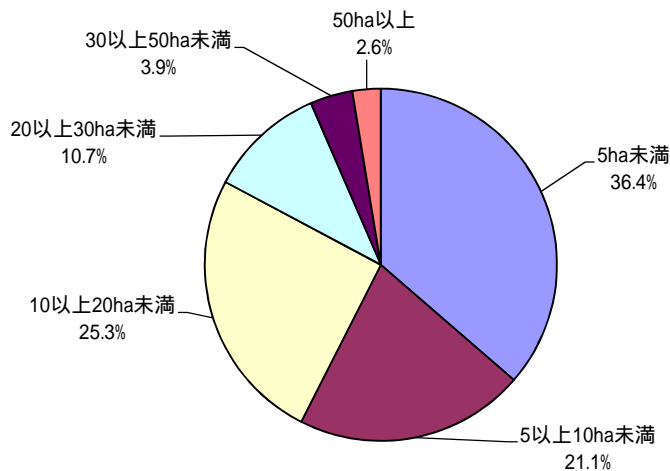


(7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は約12ha(表-6参照)であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で112協定(36.4%)、次に10ha以上20ha未満が78協定(25.3%)となっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	55	36	63	28	11	7	200
峡東地域	11	13	12	4	1	0	41
峡南地域	31	6	3	1	0	0	41
富士東部地域	15	10	0	0	0	1	26
計	112	65	78	33	12	8	308

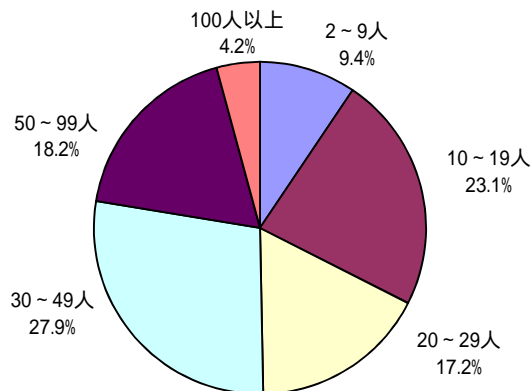


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均協定人数は37.9人(11,659人/308協定)であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人以上50人未満で86協定(27.9%)、次が10人以上20人未満で71協定(23.1%)となっている。

表-10

	2~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	計
中北地域	19	42	30	60	41	8	200
峡東地域	5	8	6	11	11	0	41
峡南地域	3	12	11	10	1	4	41
富士東部地域	2	9	6	5	3	1	26
計	29	71	53	86	56	13	308



### 3 共同取組活動の実施状況

全集落協定（308協定）が実施する取組

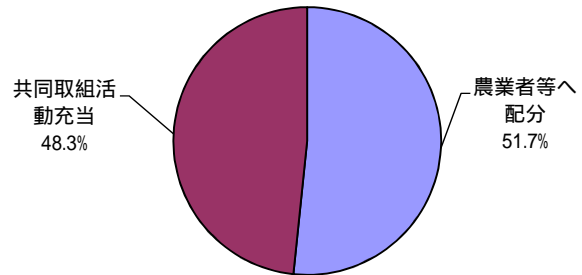
#### （1）集落協定における交付金の配分状況

条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金額の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則とし、農業者へは254,758千円（51.7%）が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充当	農業者等へ配分	計
金額	238,341	254,758	493,099
前年比	100.0%	101.3%	100.6%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

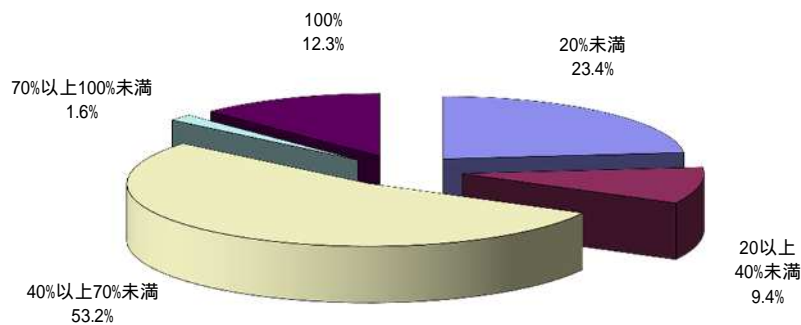


#### （2）集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で164協定（53.2%）となっている。その内訳としてエリア4ブロック別に見ると最も多いのが中北地域で138協定となっている。

表-12

	20%未満	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上100%未満	100%	計
中北地域	28	19	138	2	13	200
峡東地域	35	2	3	1	0	41
峡南地域	2	8	7	0	24	41
富士東部地域	7	0	16	2	1	26
計	72	29	164	5	38	308



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、多く位置づけられている使用方法及び金額は、「水路・農道の維持管理」が228協定(74.0%)105,658千円、「役員報酬」が129協定(41.9%)41,183千円、「農地管理」が129協定(41.9%)41,183千円となっている。

また、共同取組活動に対する交付金の36.9%が共同利用機械購入、共同利用施設整備、災害時の復旧、集落活動として行う各種イベントのため積み立てられている。

上記説明文中の、かっこ内の%は全集落協定数308協定に対する割合を示す。

また、36.9%は共同取組活動充当総額に占める当該年度の積み立て金額を示す。

それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・水路・農道等の維持管理：水路・農道等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受委託等に係る費用
- ・のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分
- ・鳥獣害防止対策：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能を増進する活動：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用
- ・景観作物とは、ひまわり、コスモス、ピオラ等の観賞用草花
- ・その他：積立、その他の共同活動に係る費用  
(農産物等の販売促進関係費、都市住民との交流促進関係費等)

表-13

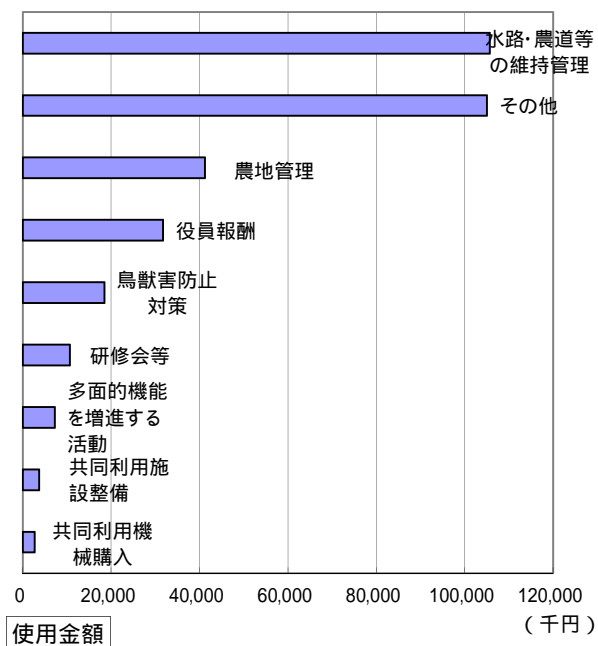
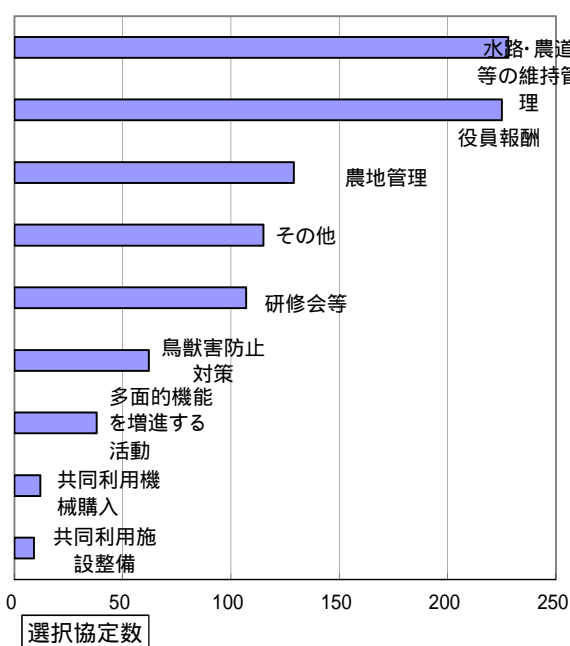
(千円)

	役員報酬	研修会等	水路・農道等の維持管理	農地管理	鳥獣害防止対策	共同利用機械購入	共同利用施設整備	多面的機能を増進する活動	その他
選択協定数	225	107	228	129	62	12	9	38	115
使用金額	31,700	10,590	105,658	41,183	18,439	2,668	3,695	7,222	105,033

協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



(4) 農業生産活動等(耕作放棄の防止等)に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(耕作放棄の防止等)に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農地のり面の管理」で244協定(79.2%)で、次いで「鳥獣害防止対策」が111協定(36.0%)「貸借権設定・農作業の委託」が83協定(26.9%)の順となっている。

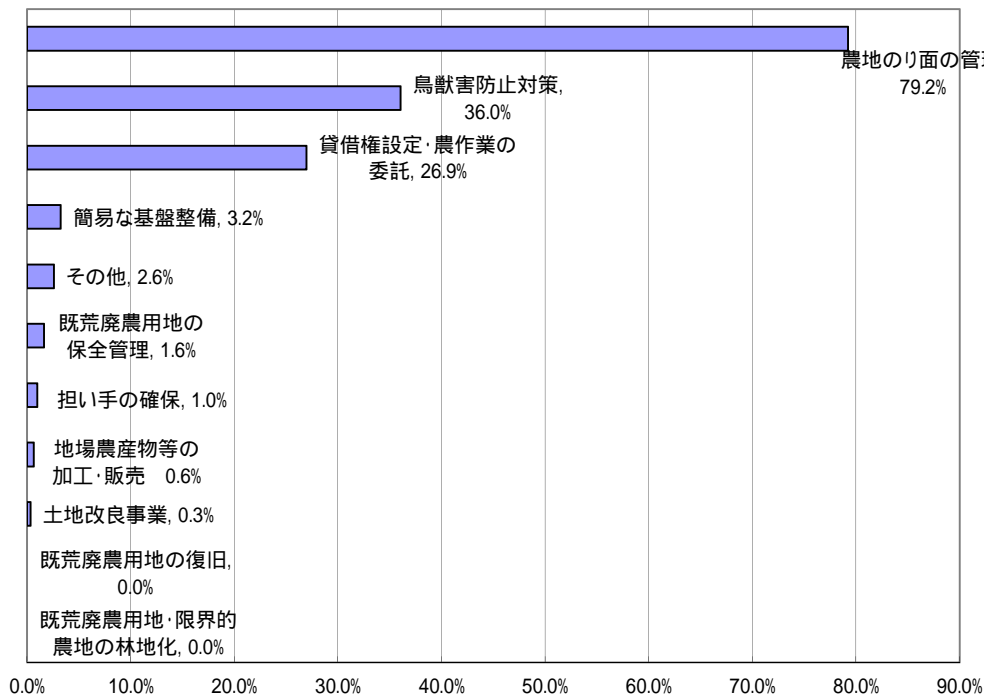
上記説明文中、かっこ内の%は全集落協定数308協定に対する割合を示す。

表-14

	貸借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の復旧	既荒廃農用地・限界的農地の林地化	既荒廃農用地の保全管理
選択協定数	83	0	0	5

	農地のり面の管理	鳥獣害防止対策(柵・ネットの設置)	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物等の加工・販売	土地改良事業	その他
選択協定数	244	111	10	3	2	1	8

(複数選択)



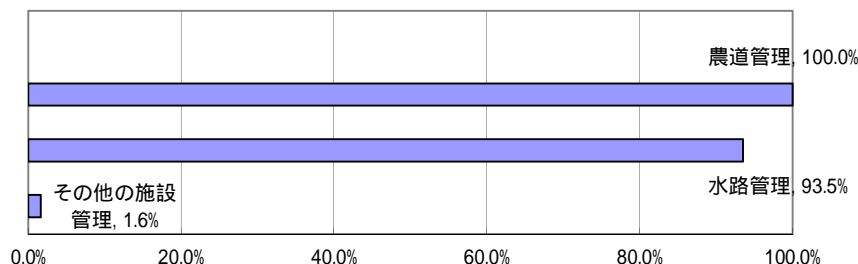
(5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「農道の管理」を位置付けている協定数は308協定（100.0%）、「水路の管理」を位置付けている協定が288協定（93.5%）となっている。  
また、「その他の施設の管理」は5協定（1.6%）で位置付けている。  
上記説明文中、カッコ内の%は全集落協定数308協定に対する割合を示す。

表-15

	水路管理	農道管理	その他の施設管理
選択協定数	288	308	5

(複数選択)



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、207協定（67.2%）で位置づけられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で107協定（34.7%）、「自然生態系の保全に資する取組」で17協定（5.5%）の順となっている。  
上記説明文中、カッコ内の%は全集落協定数308協定に対する割合を示す。

それぞれの取組の主な内容

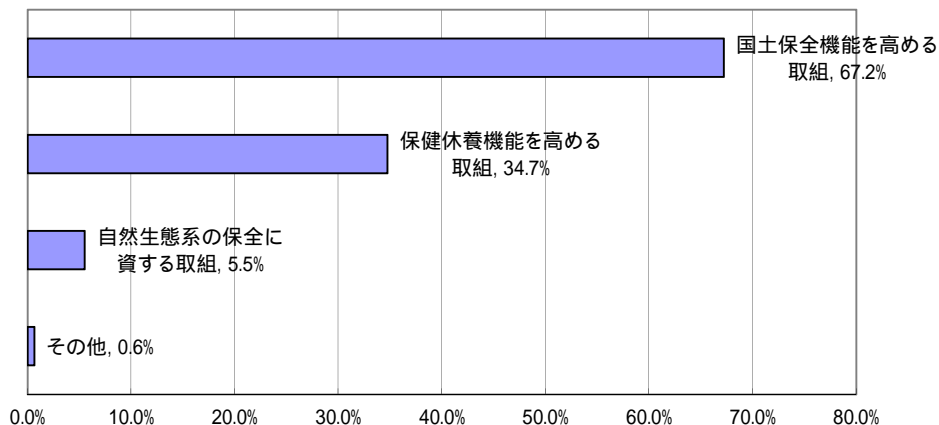
- ・ 国土保全機能を高める取組：周辺林地の下草刈り、土壌流亡に配慮した営農
- ・ 保健休養機能を高める取組：棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、（体験民宿（グリーン・ツーリズム））、景観作物の作付け
- ・ 自然生態系の保全に資する取組：魚類・昆虫類の保護、（鳥類の餌場の確保）、粗放的畜産、堆きゅう肥の施肥、（拮抗作物の利用）、（合鴨・鯉の利用）、（輪作の徹底）、緑肥作物の作付け

カッコ書きは、取組事例が無かった項目

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	207	107	17	2

(複数選択)





(7) 集落マスタープランの内容

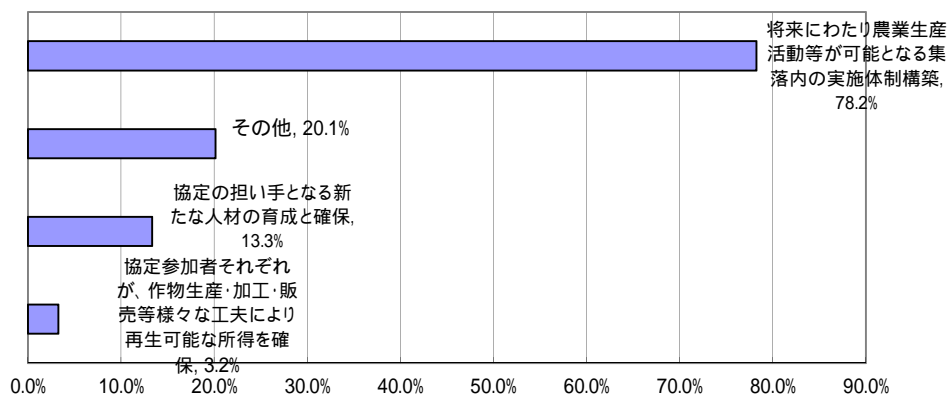
集落協定に規定されている集落マスタープランに記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、241協定(78.2%)であった。次いで、「協定の担い手となる新たな人材の育成と確保」で41協定(13.3%)の順となっている。

上記説明文中、カッコ内の%は全集落協定数308協定に対する割合を示す。

表-17

	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	協定の担い手となる新たな人材の育成と確保	協定参加者それぞれが、作物生産・加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	その他
選択協定数	241	41	10	62

(複数選択)



(8) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

通常単価協定(195協定)のみ実施

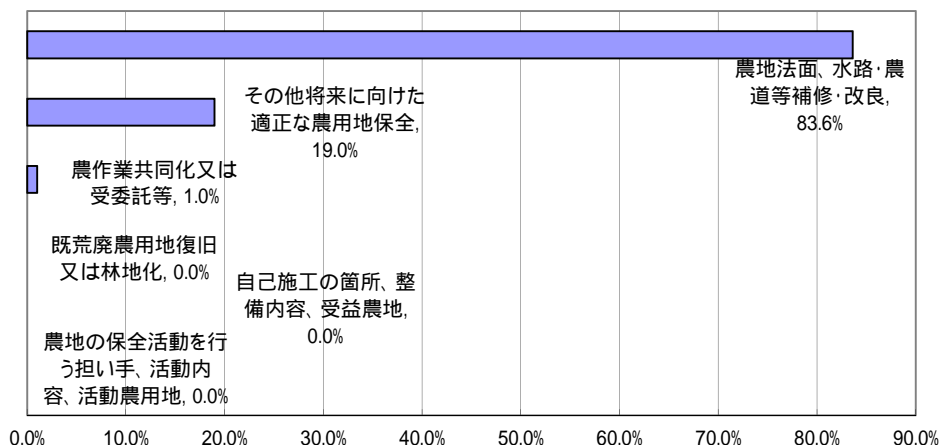
通常単価の交付を受ける集落協定に位置付けられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農用地等保全体制の整備として作成する農用地等保全マップに記載する内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が最も多く、163協定(83.6%)であり、次いで「その他将来に向けた適正な農用地保全」が37協定(19.0%)となっている。

上記説明文中、カッコ内%は通常単価協定数(195協定)に対する割合を示す。

表-18 農用地等保全マップの作成内容

	農地法面、水路・農道等補修・改良	既荒廃農用地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	自己施工の箇所、整備内容、受益農地	農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	その他将来に向けた適正な農用地保全
選択協定数	163	0	2	0	0	37

(複数選択)



(9) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 通常単価協定のみ実施

通常単価の交付を受ける集落協定に位置づけられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき活動内容をみると、C要件のうちの「集落ぐるみ型」が最も多く165協定(78.9%)となっており、次いでC要件の「組織対応型」が29協定(13.9%)となっている。

なお、当県はB要件を選択しているのは1協定のみ、A要件を選択した協定はない。  
上記説明文中、かっこ内%は要件選択協定数の合計(209)に対する割合を示す。

第4期対策への切り替えを契機に、A・B要件の選択を避け、高齢化対策としてC要件のみを選択をした集落協定が多くなっている。

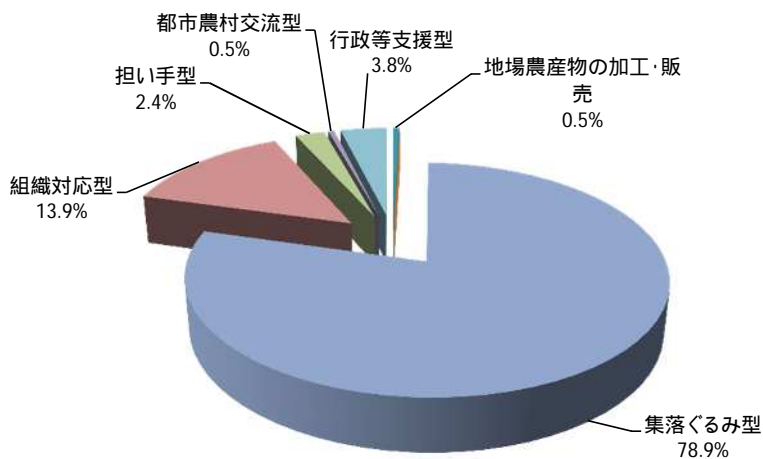
表-19

	B 要件 (1協定が選択)		
	新規就農者の確保	地場農産物の加工・販売	消費・出資の呼び込み
選択協定数	0	1	0

A要件(機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積・農作業委託等)を選択した協定はない。  
C要件は、複数選択可

	C 要件 (195協定が選択)				
	集落ぐるみ型	組織対応型	担い手型	都市農村交流型	行政等支援型
選択協定数	165	29	5	1	8

(複数選択)



## 事例 2-1①

# ほくとし 女性部を中心とした6次産業化・食育活動の取組（山梨県北杜市永井集落協定）

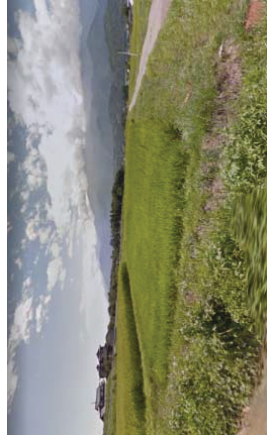
- 農事組合法人を設立し農地の維持管理を図るとともに、女性部を中心とした6次産業化や食育活動にも取り組む。

協定面積：40ha（田） 交付金額：837万円（個人配分47.3%、共同取組活動52.7%）  
協定参加者：農業者70人、法人2（農事組合法人1、有限会社1） 協定開始：平成12年度

### 地区の概要

あけのちよう

- 当地区は、北杜市明野町のほぼ中央に位置し、水稲と野菜を栽培。
- 地域ぐるみで本制度に取り組み、農道の法面、水路の管理、コスモス等の景観形成作物の植え付け、学校と連携した体験農園の実施、農産物の加工を実施。
- 平成15年度に女性の農業参画や地産地消を目的とし、女性部を設立。
- また、農業者の高齢化や後継者不足により農地の遊休化が心配されたため、平成20年度に地域農業を守るため地域ぐるみ型の「アグリチームながい」を設立。平成27年度に農事組合法人化し、3haの農地で大豆、大麦を栽培。大型機械は、北杜市農業振興公社が所有する機械を活用。



【協定農地の様子】



【農道の法面管理（共同作業）】

### 取組の特色

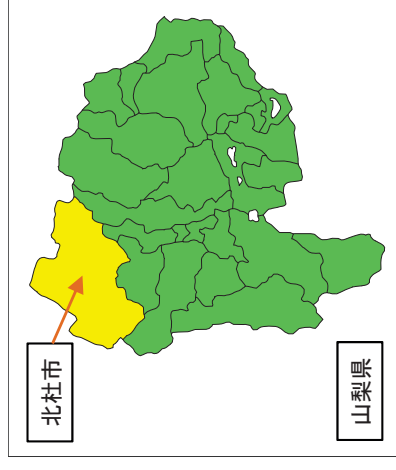
- 認定農業者と農事組合法人を中心的な担い手とし、農地中間管理機構を活用し農地を集積。（H29集積率：33%）
- 女性部では、交付金を活用し、加工に必要な材料・機材等を揃え、アグリチームながいで生産された大豆を無添加味噌や蒸し大豆に加工し、平成24年度からJA直売所や地域のイベント等で販売。また、保育園での味噌づくり教室の開催などの食育活動も実施。  
（H24販売額：0→H28販売額：226万円）
- 子どもたちへの農村文化・農業に対する理解と食物への感謝の気持ちを醸成するため、平成17年度から地元の小学校と連携し、農業体験を実施。地域住民と連携した農地保全の仕組づくりに向けた取組を展開。
- 本制度の取組を通じ、話合いの場が増え、農地集積や新たな加工品の検討が行われるなど、集落の活性化に向けた、より前向きな議論が増加。



【田植えの様子（農業体験）】



【味噌づくり体験教室】



北杜市

山梨県

中山間地域等直接支制度（第4期対策）中間年評価の概要について

資料2

都道府県中間年評価書

都道府県名	山梨県		担当部署	農政部農村振興課	
(市町村数)			(協定数)		
全市町村数 27、対象市町村数 26、 促進計画策定市町村数 22、 交付市町村数 19			協定数 315 基礎単価 113、 体制整備単価 202、 集落協定 308、 個別協定 7		
(交付面積)					
耕地面積 23,800ha 対象農用地面積 4,878ha 交付面積 3,728a (基礎単価 891ha、体制整備単価 2,837ha) 加算単価面積 (集落連携・機能維持加算 0ha、急傾斜農地保全加算 11.7ha) 地目別交付面積 (田 3,157ha・畑 571ha) 交付基準別交付面積 (急傾斜 1,976ha、緩傾斜 1,702ha、 高齢化率・耕作放棄地率 50ha)					
交付総額	5.03億円	配分割合	(個人)	2.65億円	(共同取組) 2.38億円
(協定の概要)					
1 協定当たりの参加者数 37人、交付面積 118,349㎡、交付金額 1,595,823円 参加者 1人当たりの交付金額 44,426円 1市町村当たりの協定数 17協定、交付面積 1,962,109㎡、 交付金額 26,457,059円					
交付金交付の評価（運用第17等）					
<b>1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</b> 現段階では19協定（約6%）において進捗が遅れぎみであるが、それ以外の協定では確実に実施されている。19協定に対しても、話し合いや市町村等との連携強化、共同活動の充実等について指導・助言することにより、平成31年度には全協定で目標達成見込みである。 「農業生産活動等として取り組むべき事項」（全協定必須）、「自立的かつ継続的な農業生産活動」（選択195協定）とも現段階においてはほぼ計画的に実施されている。 アンケート調査では、将来農用地の一部が荒廃することを懸念している協定が半数を占めるなど、高齢化・担い手不足等により作業者の確保が難しくなっていくことが想定される。次期対策に向けて地域ぐるみでの担い手確保が課題である。					
<b>2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況：全協定必須・基礎（8割）単価</b> 「耕作放棄地の防止等の活動」として、各協定が計画に基づいて「農地の法面管理」や「柵、ネット等の設置」等を中心に取り組んでおり、平成31年度まで実施される見込みである。12協定（約4%）において進捗にやや遅れが見られるが、市町村のサポートにより今後の実施が見込まれる。 特に鳥獣害対策に重点を置いて活動を行い、協定面積が増している地域も見られる。 なお個別協定においては、サポート等を必要とせず、全協定において円滑に実施されている。 「水路・農道等の管理」については、ほぼ全ての協定で計画的に取り組んでおり、今後も確実な実施が見込まれる。					

「多面的機能を増進する活動」については、「土壌流亡に配慮した営農」「景観作物の作付け」に多くの協定が計画的に取り組んでいる。

16協定(約5%)で課題があるものの、市町村の指導・助言により実施が見込まれる。

また、「棚田オーナー制度」や「体験農園」といった都市農村交流活動についても12協定が積極的に取り組んでおり、いずれも計画通り実施見込みである。

なお、個別協定は1協定のみが選択しているが、今後も計画通り実施見込みである。

### 3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況：選択・体制整備(10割)単価

県内の集落協定では308協定中、195協定で選択している。

・必須の農用地等保全活動は、7協定(約4%)でサポートが必要であるが、平成31年度までに全協定が達成見込みである。

・選択的必須要件の選択状況については、A要件(農業生産性の向上)は0、B要件(新規参加者を確保した活動)を1協定のみで、全てが高齢化対策としてC要件(集団的かつ持続的な体制整備)を選択しており、全協定で達成見込みである。

・B要件を選択した協定については、女性部が中心となり地場農産物の加工販売や地域と連携した食育活動に積極的に取り組んでいる。

・また、A要件の選択が前期対策より大きく減少しているが、高齢化や担い手不足により基礎的な活動のみ、もしくは高齢化対策でもある「C要件」の選択までに止めている協定が多いことが伺われる。

### 4 集落協定内における話し合いの状況

1協定あたり、年間平均5回の話し合いの機会を持っている。

地域の実情により最高は17回、最低は1回と差はあるが、市町村によっては話し合いの機会が増えた協定もあり、共同活動は活発化している。

また、回数が少ない協定についても、役員会や連絡体制を充実させたり、共同取り組み活動と併せて話し合いを持つ等、効率的な実施方法が工夫されている。

### 5 集落戦略への取組状況

・集落戦略を作成した協定は1協定のみであるが、1村1協定でまとまっていたため、村、協定とも円滑な推進や取組ができたことが要因であると思われる。

また、来年度に向けて検討が進められている協定も見られる。

・対象となる協定(15ha以上)における必要性の認識として、半数近くが「分からない」と回答しており、周知が不十分であると言える。

「必要」「不必要」と回答している協定についても、「10~15年先のことまで見込めない(現状の活動で精一杯)ため作成できない」のが実態である。

また、大規模協定の多くは選択的必須要件「C要件(集団的かつ持続的な体制整備=耕作できなくなった者が出た際に備えて、代わりに耕作する者を位置づける)」を選択しているため、遡及返還に対してそれほど危機感を持っていない協定があることも想定される。

## 制度の評価(成果と課題)

本制度の取組状況から、これまでの制度の評価と課題について簡潔に取りまとめるとともに、制度の改善・見直しの方向性を記載する。

### 【第三者委員会からの意見】

○第4期対策を実施しなかった協定からは「制度を活用したいが、事務負担が大変であるため継続を断念した」という声が多く聞かれている。

例えば写真をもって活動実施の確認を行い簡素化を図る等、農業者の事務負担軽減が必要である。

○第三者委員会では、当制度は農業・農村の維持のために大変有効な制度であり、継続していくべきと評価する。

また、本評価項目(以下 ~ )に挙げられた課題については、当制度のみでなく他施策を含めた総合的な対策が必要であり、今回の評価結果いかににより、これらの課題が当制度だけの責任になってしまったり、次期対策に悪影響を与えてしまわないかを懸念する。

### **農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）**

- ・本制度により、集落の共同による農業生産体制整備や農地の維持・管理の意識が高まるとともに活動が継続され、一定の成果が上がっている。
- ・地域差はあるが、高齢化が進行する中で、後継者不足や担い手確保が課題となっている。

### **所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）**

- ・6次産業化（そば、味噌作り等）や都市農村交流（農業体験受入等）で所得向上が図られている協定も見られるが、地域によってはそれ以前に生産量の維持が課題となっている。地域の実情に即した作物導入や販路の拡大等の検討・支援を行っていく必要がある。

### **集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）**

- ・集落単位での活動が基本であるため、協定の構成員相互で助け合いながら活動が進められており、高齢化や担い手不足が進展する中であっても、本制度の活用により農業生産活動の基礎である地域協同や農地維持・管理が継続されている。
- ・しかしながら、現状維持に精一杯の地域も多く、今後は近隣集落や農業生産法人、NPO等多様な担い手と連携して進めていけるよう指導・助言をしていく必要がある。
- ・多面的機能の維持や集落コミュニティの活性化のため、高齢化対策等を踏まえながら制度を継続していくことが重要である。

### **行政取組等（都道府県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援等）**

- ・本県では年に2回程度、農村振興課が全市町村を対象とした担当者会議等を開催する他は、各農務事務所が本課と連携しながら、市町村に対して直接支援を行う体制をとっている。
- ・特に平成28年度から、抽出検査を各農務事務所が主体となって実施する体制に変更したことにより、農務事務所と市町村が具体的な課題（各集落個別課題の他、鳥獣害対策、担い手対策等）を共有しながら推進することができている。
- ・「多面的機能支払交付金」と連携した推進により、集落活動の充実や可能な範囲での事務処理一元化、協定面積の拡大等を図っている。
- ・農業者の高齢化と市町村職員の業務量増加に伴い、交付事務や協定の事務支援に要する時間が多くなり、面積拡大や活動内容の深化に向けた積極的な推進ができなくなっているのが課題である。

### **～ 及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価**

農業・農村の多面的機能の維持、耕作放棄地の発生防止、集落コミュニティの活性化等に対して、当制度は大変有効であり、今後も継続していく必要がある。

しかしながら、市町村評価やアンケートを通じて、「高齢化」「担い手・後継者不足」等による事務負担の増大や、活動継続に対する不安等が大きな課題となっており、次期対策では協定面積が縮小することも懸念される。

他施策等と総合的に連携して高齢化や担い手対策を進めるとともに、本制度についても5年間の協定期間の見直し、集落戦略要件・遡及返還規定の緩和、事務処理の簡素化等の制度改善を再検討する必要がある。

## 「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
話し合い活動の充実	45	0
非農家等多様な人材の参画推進	9	0
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	3	0
地域外者等との連携強化	0	0
近隣集落等の連携強化	0	0
活動内容の再検討(変更)	0	0
ア 活動目標	0	0
イ 達成目標	0	0
ウ 加算措置	0	0
エ 単価	0	0
組織的な営農活動の導入	20	0
共同取組活動の充実	53	0
共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)*	10	0
協定参加者の意向把握*	0	0
農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)*	0	0
その他( )	0	0

\*は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目  
注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

## 「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)	0	
多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)	0	
耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)	0	
耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)	0	
水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)	0	
個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)	0	
集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)	0	
体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)	0	
加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)	0	

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。



## 都道府県の推進活動等

都道府県名	山梨県	担当部署	農政部農村振興課 (各農務事務所)
<b>1 市町村の取組に関する集計</b>			
<p>「市町村の推進活動等(様式2-1の別紙3)を集計し、市町村の推進活動の状況を明らかにして下さい。</p>			
<b>(1) 推進体制</b>			
<p>市町村数：19  1市町村当たりの担当者数：平均1.6人(1人～9人。15市町村は1人、3市町村で副担当1～2人配置、北杜市では支所ごとに担当を配置)  業務の内訳：1.協定書審査・交付事務、2.集落等への事務支援、3.共同取組活動への指導・助言、4.実施状況の確認 に係る業務が多くなっている。</p>			
<b>(2) 支援体制</b>			
<b>、 関係機関・団体との連携状況及び内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県出先機関</u>(19市町村)：活動内容や交付金使途等に関する相談、交付金事務支援、書類作成支援、活動や事務への支援、農地確保等</li> <li>・<u>農業委員会</u>(13市町村)：農地の貸借や転用に係る情報提供、農地利用に係る相談、荒廃農地に関する情報共有、制度の理解促進、実施状況に関する助言・指導等</li> <li>・<u>農地中間管理機構</u>(6市町村)：貸借、売買、利用権設定等に係る情報共有、農地確保</li> <li>・<u>市町村他部局、部課内</u>(5市町村)：多面的機能支払交付金、他事業、補助金、公共事業、補助金、荒廃農地状況等の情報共有等</li> <li>・<u>J A</u>(4市町村)：協定農用地の管理、生産技術支援、鳥獣害対策指導、交付金交付円滑化支援等</li> <li>・<u>土地改良区</u>(3市町村)：ほ場整備等に係る情報共有等</li> <li>・<u>その他</u>(2市町)：市内の農事組合法人、鳥獣害対策関係団体</li> </ul>			
<b>(3) 集落等への支援内容・効果</b>			
<b>市町村が行った主な支援内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の高齢化に伴い、ほとんどの市町村で、集落で作成する協定書や交付金交付に必要な書類作成についての支援が多くなっている。</li> <li>・また、共同取組活動の内容や方法等、具体的な活動に対する指導助言が行われている。</li> <li>・協定への事業説明の他、新規協定締結に向けた推進や支援も行っている。</li> </ul>			
<b>市町村による支援の効果</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地発生抑制や農地管理に係る意識が向上した。</li> <li>・集落の事務支援により協定の負担軽減が図られ、活動継続に繋がっている。</li> <li>・農業生産活動の維持向上、担い手確保への気運醸成、鳥獣害対策への効果があった。</li> <li>・集落戦略や加算措置の推進により、集落が前向きに取組を検討するようになった。</li> <li>・推進により、毎年協定面積が増加している市もある。</li> <li>・支援体制の充実(旧市町村単位に窓口、現地指導)により、協定の計画達成が見込まれる。</li> </ul>			

## 市町村の自己評価結果

職員の人員減少による負担増加や農業者の高齢化対応に苦慮しつつも、全市町村が「○：一定程度効果があり、有効な支援であった」と評価している。

## 2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

### (1) 市町村の推進活動等に関する評価

(各地域ごとに評価)

#### 【中北】

- ・遊休農地や荒廃農地を解消する高い意識のもと取り組んだ結果、多くの市で協定数、協定面積増に繋がった。
- ・協定数の多い市では、各支所に担当職員を配置するなどし、各協定にきめ細かな指導、助言等行うことが出来ている。

#### 【峡東】

- ・農家の高齢化が進み、市への事務処理支援などの負担が大きい中で、協定農用地の維持に取り組んでいる。

#### 【峡南】

- ・各町は、関係機関と連携して情報共有や調整を行い、集落への指導に努めている。
- ・高齢化の進んでいる集落への事務支援や助言を積極的に行い、集落活動の維持を支援し、また、鳥獣害対策等の課題がある集落へ呼びかけ、新規認定への支援を行うなど、集落の協働意識の向上や耕作放棄地の抑制に繋がっている。

#### 【富士・東部】

- ・いずれの市町村も集落との連携を図り、事務支援や活動の助言・指導に行っている。高齢化が進む各集落において協定面積は維持されており、一定の効果はあったと考えられる。

### (2) 今後、必要な支援

- ・農業者の高齢化や担い手不足に伴い、集落における事務負担が過大となっていることから、事務手続きの簡素化や事務処理の軽減について検討していくことが必要。
- ・各種施策等と連携し、集落の農地を維持する担い手や、協定活動を引き継ぐ後継者確保やその体制作りへの支援が必要。

## 3 都道府県による市町村への支援の内容等

### (1) 都道府県の推進体制

- ・農村振興課では、年に2回程度全市町村を対象とした説明会を開催し、制度の推進や事務(推進、確認、補助金交付)についての徹底を図っている。

それ以外は、本課と連携する中で、各農務事務所が市町村に直接支援する体制をとっている。

- ・交付金は、農村振興課から直接各市町村に交付するが、書類のとりまとめや市町村への具体的支援は農務事務所が行っている。

- ・農務事務所では、抽出検査を通して町と情報共有を図る中で、具体的な指導助言を行っている。本課でも可能な限り同行し、連携する中で、市町村担当者や協定代表者への直接支援を心がけている。

- ・担当課内及び関係部署と連携し、多面的機能支払交付金、耕作放棄地対策、農地中間管理事業、土地改良事業等との調整を図りながら推進している。

**(2) 市町村に対する支援内容と効果**

第4期対策において実施した市町村等への支援内容を記載して下さい(主な支援内容)。

No.1	市町村担当者への制度の説明、指導・助言
No.2	交付金の交付事務に係る指導・助言
No.3	実施状況の確認に係る指導・助言

第4期対策において実施した市町村等への支援の結果、どのような効果があったか記載して下さい。

市町村に対する支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域によっては、多くの市で協定数、協定面積の増加が図られた。</li><li>・各市町村とも集落活動及び事務が円滑に進むよう配慮しながら推進しており、高齢化の中にあっても協定面積は維持されている。</li><li>・交付金事務や抽出検査等を通して、また日頃から市町村との情報共有を図る中で指導助言を行い、速やかに問題に対処できている。</li><li>・村と連携して「集落戦略」を推進・検討し、1村(1協定)において策定された。</li></ul>	

**4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等**

**(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価**

- ・各農務事務所を通しての市町村支援により、効率的な制度の推進と交付事務を進めることができた。
- ・平成28年度の抽出検査方法見直しに伴い、農務事務所が主体となって検査を実施する体制に変更した。  
農務事務所の負担が増加することになった反面、市町村や協定が抱える課題等を把握しやすくなり、具体的な支援ができるようになった。
- ・地域によっては、集落の課題に応じた具体的な交付金の活用方法等を指導し、協定面積も増加している。

**(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援**

- ・ほとんどの市町村から、協定構成員の高齢化と事務負担の増加が課題として挙げられている。  
関係機関が連携する中で、担い手育成や、事務処理の軽減化(協定規模によっては難しいが、一部事務委託等)を検討する。
- ・高齢化等により、活動継続への不安を抱える協定が多くなっている。次期対策に向けて、いかに協定面積の維持と集落活動の継続を図るかを検討していく必要がある。
- ・多面的機能支払交付金との連携により、交付金の有効活用や事務の一元化、効率的な制度推進を図る。

# 中山間地域等直接支払制度 中間年評価の概要

## 【第4期対策】

農村振興局

平成30年6月

**農林水産省**

## 中間年評価結果のポイント

○ 平成 29 年度は 996 市町村 25,868 協定(集落協定 25,320 個別協定 548)、66.3 万 ha で実施。

- ・ 農業生産活動等が適切であり、今後とも順調な取り組みが見込まれる協定は 25,085 協定(97%)。
- ・ 農業生産活動等が行われているが、達成の度合いが低い協定も 792 協定(3%)あり、市町村による 必要な指導・助言を行い、達成を目指す。

○ 協定、市町村へのアンケート結果等によると、本制度の効果を評価する声が多数。

	(協定)	(市町村)
・ 耕作放棄の防止に効果があった	82%	95%
・ 協働意識が高まった	81%	94%
・ 集落の話合いが維持・増加した	98%	-

○ 協定へのアンケート結果によると、効率的な農業生産体制の整備や所得向上など構造改革にも寄与

(将来に亘り農地を保全していく体制が整備された理由)

- ・ 担い手への農地集積等が増加した 38%
- ・ 生産組合や法人を設立又はその気運が高まった 19%
- ・ 新規就農者やオペレーターを確保又は目処が立った 13%
- ・ これらの協定では、農地の受け手となる集落営農や法人の設立、農地集積、交付金を活用した共同利用機械の導入や農家レストランを整備する等の取組を展開。

○ 広域化・協定規模が大きいほど、集落戦略を作成しているほど、将来に亘り協定農用地を維持していける協定の割合が高い。

○ ほとんどの協定、市町村が本制度の継続を要望。

○ 都道府県の中間年評価においても、中山間地域等の農業農村の維持・発展への効果や制度継続が必要であると評価。

○ 高齢化や協定参加者の減少、農業の担い手不足、活動の核となる人材不足が課題

- ・ 今後、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補い、将来に亘り協定農用地を維持管理していける体制づくりに向け、農業生産性向上や6次産業化等による所得の向上に向けた取組、人材確保の取組、協定の広域化、集落戦略の作成の取組を更に進めていく必要。

# 1 中間年評価の実施

- ・ 中間年評価は、集落協定等で規定した取組の実施状況の評価の上、取組が不十分な協定に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うことを目的に実施している。
- ・ 第4期対策(平成27～31年度)の中間年評価は29年度に、本制度に取り組む全ての協定、市町村、道府県を対象に実施した。

# 2 本制度の実施状況

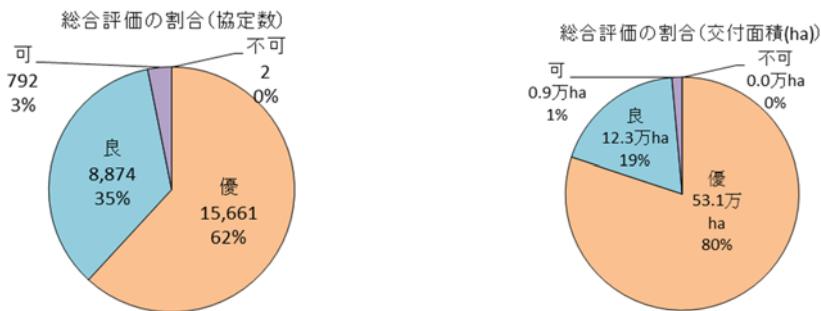
## (協定数・交付対象面積)

- ・ 本制度は、平成27年度から第4期対策として実施しており、平成29年度時点の実施状況は、約2.6万協定(集落協定25,320協定、個別協定548協定)、協定農用地は66.3万haとなっている。

# 3 協定に定められた活動の実施状況

## (1) 集落協定毎の総合評価

- ・ 評価した集落協定のうち、「優」「良」と評価されたのは24,535協定(97%)。
- ・ 「優」と評価された協定は、協定数で6割、交付面積で8割を占め、取組はおおむね順調に実施されている。
- ・ 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定は3%となっている。



注) 中間年評価の実施以降に協定の統合や廃止を行った協定等が存在するため、29年度実施状況と協定数が合致していない場合がある(以下同じ。)

## (2) 集落協定に定められた活動項目毎の評価

- ・ 集落協定に定められた各活動とも、9割以上が「目標以上の達成が見込まれる」「目標の達成が見込まれる」と評価されている。

(注) 「×：返還等」となった9協定について、2協定は協定違反(協定農用地の一部転用)により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの、7協定は協定参加者の死亡・高齢化により農業生産活動の継続が困難となった農地(交付金返還の免責)を引き受けられなかったことによる体制整備単価分の返還(協定活動は継続)。

### 【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

取り組むべき事項	取組	活動項目毎の評価結果				計	
		◎：優良 (目標以上の達成が見込まれる)	○：適当 (達成が見込まれる)	△：要指導・助言 (改善が見込まれる)	X：返還等 (改善が見込まれない)		
必須事項	① 集落マスタープラン	概ね5年間の具体的な活動計画	6%	93%	2%	0%	25,329
	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止活動	1,408	23,463	457	1	
		水路・農道等の管理活動	8%	89%	3%	0%	
		多面的機能を増進する活動	2,015	22,634	678	2	
		農用地等保全体制整備	1,191	88%	1%	0%	
選択事項	③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	水路・農道等の管理活動	2,804	22,307	217	1	25,329
		多面的機能を増進する活動	7%	90%	3%	0%	17,162
		A要件	1,802	22,840	686	1	
		B要件	6%	91%	3%	-	
	④ 加算措置	C要件	978	15,669	515	-	
		集落連携・機能維持加算	7%	84%	8%	-	448
		超急傾斜農地保全管理加算	96	1,084	108	-	
		集落連携・機能維持加算	9%	84%	7%	-	
超急傾斜農地保全管理加算	41	376	31	-	164		
合計(重複除く)		4,198	25,090	1,883	9	1,799	

### (3) 個別協定

- ・ 評価した 550 協定のうち、「優」「良」と評価されたのは 37% となっているが、個々の活動については、「目標以上の達成が見込まれる」「目標の達成が見込まれる」と評価されたものがほぼ全数を占めており、活動は着実に実施されている状況である。

### (4) 農業生産体制（担い手の確保、農地集積の取組等）の評価

- ・ 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、担い手（新規就農者等を含む）の確保や農地集積に取り組んでいるのは 1,572 協定となっている。
- ・ 協定の自己評価では、中間年時点で概ね 8 割以上の協定が 50% 以上の進捗となっており、市町村評価においても 9 割以上の協定で目標達成が見込まれる。

### (5) 所得形成（6次産業化等の取組）の評価

- ・ 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、高付加価値農業の実践や 6 次産業化等に取り組んでいるのは 345 協定となっている。
- ・ 協定の自己評価では、中間年時点で概ね 7 割以上の協定が 50% 以上の進捗となっており、市町村評価においても 9 割以上の協定で目標達成が見込まれる。

### (6) 集落維持（共同取組活動（必須）の取組）の評価

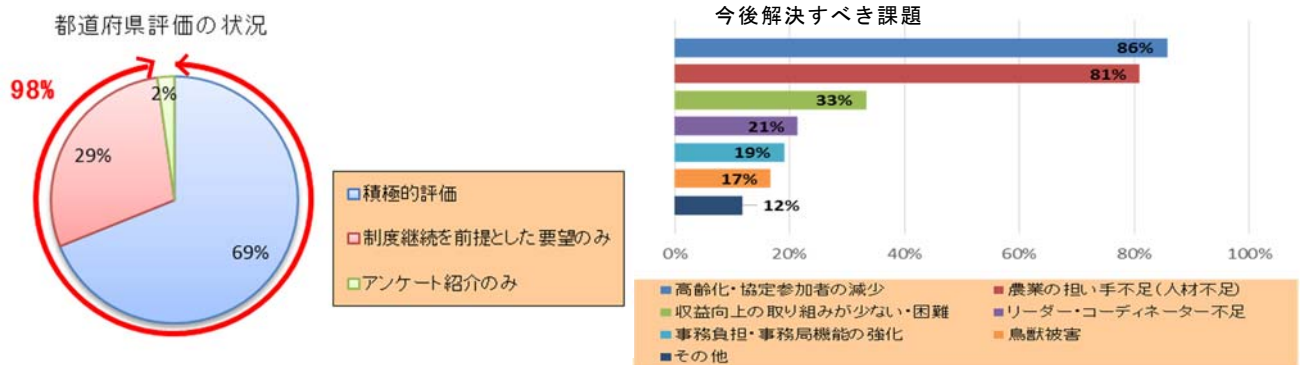
- ・ 共同取組活動のうち耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理について、協定の自己評価では、概ね 8 割以上の協定で確実に実施され、市町村評価においても、ほとんどの協定で順調な目標達成が見込まれる。
- ・ 同様に多面的機能を増進する活動について、協定の自己評価では、概ね 9 割以上の協定で確実に実施され、市町村評価においても、ほとんどの協定で順調な目標達成が見込まれる。

### (7) 加算措置（集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算）の評価

- ・ 集落連携・機能維持加算のうち広域化支援に取り組む集落協定は 164 協定で、全ての協定において主導的な役割を担う人材を確保される見通しである。
- ・ 広域化とともに取り組まれている担い手への農地集積や 6 次産業化などの取組について、協定の自己評価では、中間年時点で概ね 6 割以上の協定が 50% 以上の進捗となっており、市町村評価においても 9 割以上の協定で目標達成が見込まれる。
- ・ 超急傾斜農地保全管理加算に取り組む協定は 1,815 協定で、急傾斜農地の保全活動の取組及び超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等の販売促進等の取組について、協定の自己評価では、取組内容によっては、ほぼ全ての協定で取組が実施され、市町村評価においても、9 割以上の協定で目標達成が見込まれる。

#### 4 都道府県における中間年評価結果

- ほとんどの都道府県において中山間地域等の農業農村の維持発展への効果や制度継続が必要と評価している。
- 今後解決すべき課題は、「高齢化・協定参加者の減少」「農業の担い手不足」などの人材不足、収益向上の取組が少ない・困難など。
- 制度に対する意見・要望は、「集落戦略の作成や集落連携」「自治会や地域住民の運営組織、その他の多様な組織や若者など多様な人材との連携」「集落が体制整備のA要件やB要件に積極的に取り組むよう誘導」「事務の簡素化、事務手続のマニュアル化、協定農用地管理や傾斜測定に係るシステム導入」「協定期間の短縮」、交付金返還の免責要件の緩和」などをあげている。



#### 5 中間年評価のまとめ

##### (1) 協定に定められた活動の実施状況

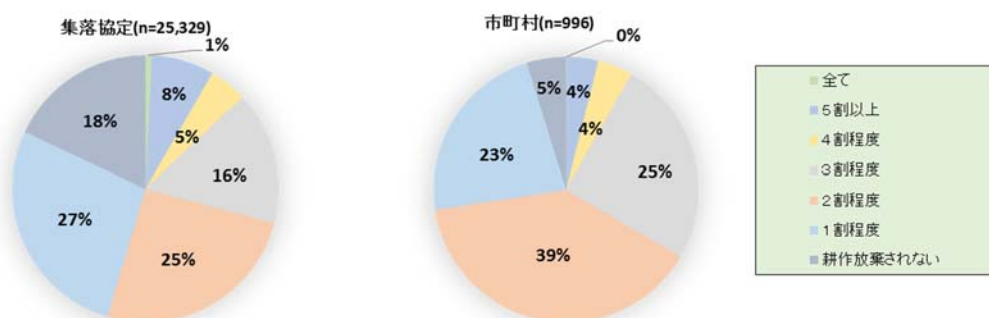
- 協定に定められた活動は、目標どおり活動が継続される見込みであることから、目標年度まで農業生産活動等が継続されることにより協定農用地は適切に維持管理され、多面的機能の発揮が維持・促進されることが見込まれる。

##### (2) 耕作放棄の発生防止

- 協定及び市町村に対するアンケート調査では、「本制度に取り組まなければ耕作放棄が発生したと回答した協定及び市町村が、それぞれ8割、9割を占めており、「耕作放棄防止等の活動」「水路・農道等の管理」「多面的機能を増進する活動」など農業生産活動を継続するための基礎的な活動、本制度を契機として農地保全に対する意識が高まったこと等から耕作放棄の発生防止に効果を上げていると考えられる。

(アンケート調査結果)

- 本制度に取り組んでいなければ協定農用地はどれくらい耕作放棄されると思うか。





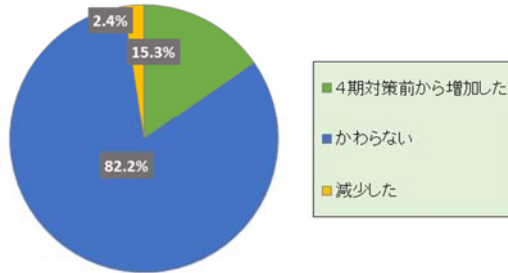
### (3) 農村協働力の向上・維持

- ・ 集落の「話し合いの状況」は、ほとんどの協定で、第4期対策以前に比べ話し合い回数を維持・増加させており、また、集落協定に対するアンケート調査では本対策の取組を通じ、集落の「協働意識」が高まったとする回答が約8割を占めていることから、農村協働力の向上・維持に効果を上げていると考えられる。

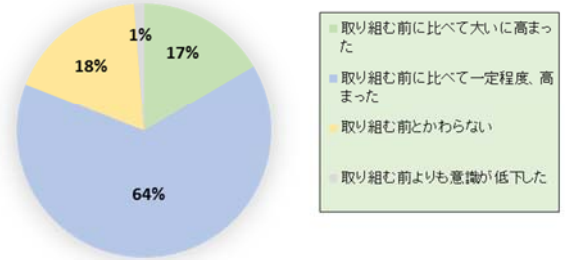
(協定の自己評価票)  
・集落協定内の話し合いは、第4期対策から増加したか。

(アンケート調査結果)  
・本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したか。

集落協定内での話し合いの状況



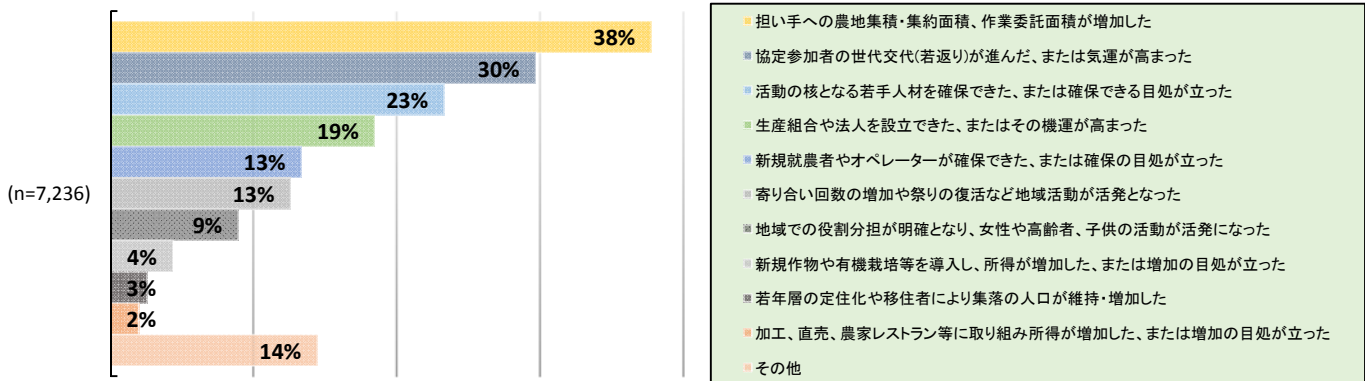
集落協定(n=25,329)



### (4) 効率的な農業生産体制の整備や所得向上（構造改革への寄与）

- ・ 集落協定及び市町村に対するアンケート調査では、集落協定において、将来（次期対策～10年後）に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されてきているとし、これらの協定では、担い手への農地集積の増加（38%）、生産組合や法人の設立（19%）、新規就農者やオペレーターの確保（13%）が進んでいると考えられる。

(アンケート調査結果)  
・次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる理由は何か。



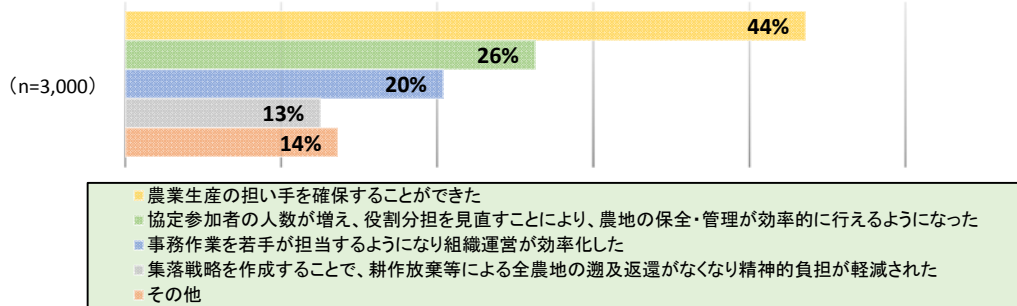
- ・ 本制度への取組を契機に農地の維持管理に対する意識が高まり、農地の受け手となる法人の設立、交付金を活用した共同利用機械の導入や農家レストランを整備した協定もあり、集落営農の設立や法人化、個別の担い手や後継者、協定活動の核となる人材の確保と農地集積、高収益作物の導入や6次産業化が進められている。また、協定によっては、これらの取組を含む多様な所得機会を組み合わせた「多業による所得向上」の取組も進められている。

### (5) 集落間連携の取組（協定の広域化）

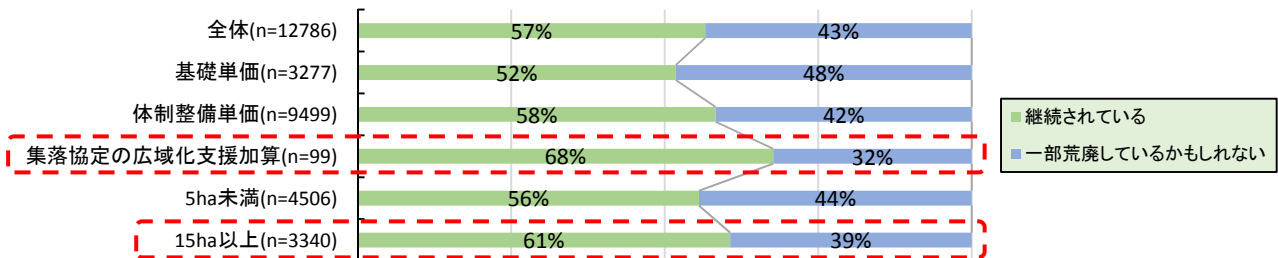
- ・ 集落協定に対するアンケート調査では、広域化支援を実施している又は協定規模が15haを超える協定では、協定参加者の増加による農地等の維持・管理の効率化、担い手の確保、事務担当者の確保など取組体制の強化が図られている。
- ・ また、広域化した協定が集落戦略を作成することによる交付金返還の緩和措置が協定参加者の精神的負担の軽減に繋がり本制度に取り組みやすくなっていると考えられる。
- ・ 協定の広域化等により協定面積が大きいほど、将来（次期対策～10年後）に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されている割合が高く、農業生産活動を継続していく上で有効な手段であると考えられる。

（アンケート調査結果）

- ・ 広域化や協定規模の拡大により次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる理由は何か。



- ・ 次期対策～10年後も協定農用地は維持管理されているか

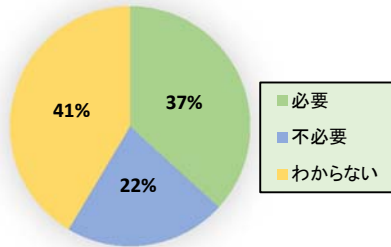


### (6) 集落戦略の取組

- ・ 集落戦略を作成又は作成中である協定は約1割で、協定農用地面積の約5割をカバーしている。
- ・ 集落協定に対するアンケート調査では、約4割の協定が同戦略の必要性を認識しており、更に同戦略を作成した協定では、生産組織や法人の立ち上げ、農地中間管理事業の活用等の取組が始まっている。
- ・ 同戦略に取り組んでいる協定の方が、将来に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されている割合が高く、協定農用地毎に将来の維持管理の見通しを「見える化」することで課題を集落内で共有し、将来に亘る協定農用地の維持管理手法を検討していく上で重要な取組であると考えられる。
- ・ 同戦略の取組を更に進めつつ、最終評価に向け同戦略の取組引き続き検証していく。

(協定の自己評価票)  
・ 集落戦略は必要か

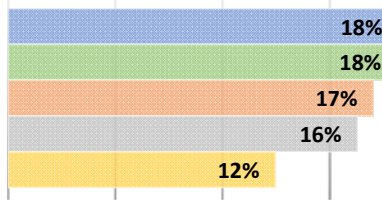
集落戦略に対する意識(協定)



(アンケート調査結果)  
・ 集落戦略で示された将来方向実現のための特別な取組を行っているか。

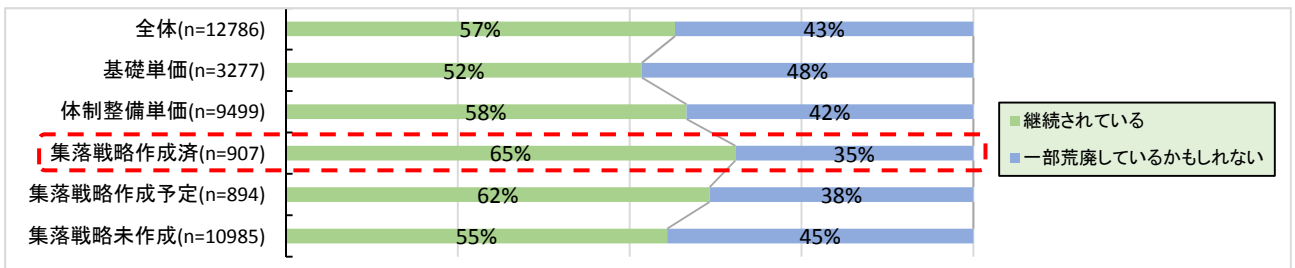
集落戦略の実現に向けた取組(協定)

(n=1,619)



- 農地中間管理機構へ農地を貸し付け
- 生産組合や法人の設立
- 集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施
- 他集落との連携
- 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など新たな担い手の確保

(アンケート調査結果)  
・ 次期対策～10年後も協定農用地は維持管理されているか

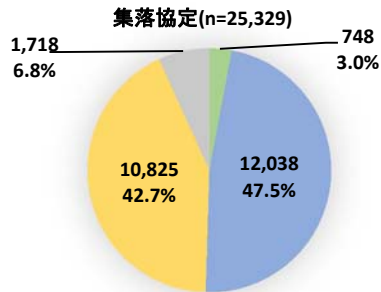


## 6 課題

### 高齢化や協定参加者の減少を補う取組体制の強化

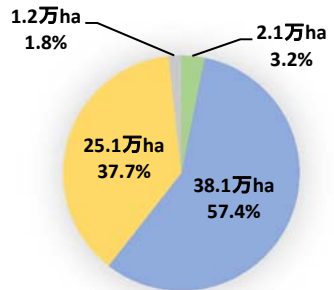
- 集落協定に対するアンケート調査では、本制度への評価は高く、9割を超える協定が次期対策にも取り組めるとしているものの、現状のままでは、約4割の協定が荒廃化を危惧する農用地を除外して取り組む可能性もあるとしており、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補う取組体制の強化が必要である。

(アンケート調査結果)  
・ 次期対策に取り組めるか。

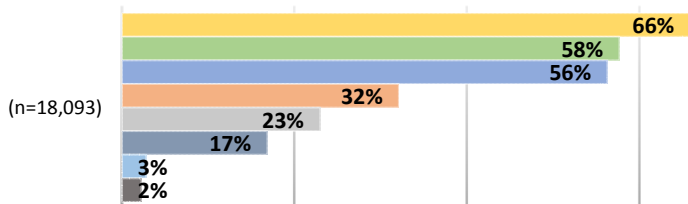


- 協定農用地を拡大し取り組める
- 協定農用地を維持して取り組める
- 取り組めるが、荒廃が懸念される農用地を除外する
- 取り組むことは困難

協定面積(n=66.3万ha)  
注)ラウンドの関係で合計値が合致しない



(アンケート調査結果)  
・ 次期対策又は10年後、協定農用地の耕作、農道・水路等の管理が困難となる理由は何か。



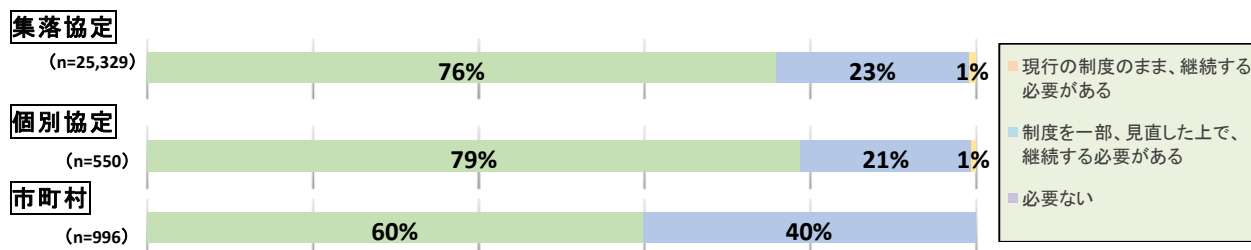
- 農業の担い手が不在、または不足
- 高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在
- 高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難
- 鳥獣被害の拡大
- 農業生産自体の収益が見込めず耕作の継続が困難
- 耕作放棄の発生に伴う遡及返還への不安
- 出役調整や日当の支払いなどの事務負担
- その他

## 7 課題の解決に向けた取組

- 中山間地域等では土地条件に加え、人口減少や高齢化の進行、鳥獣被害の拡大など厳しい状況に置かれているが、大部分の集落及び市町村では、本制度の継続を望んでおり、本制度を活用しつつ、将来に亘り、地域の農地等を保全していく意欲を持っている。

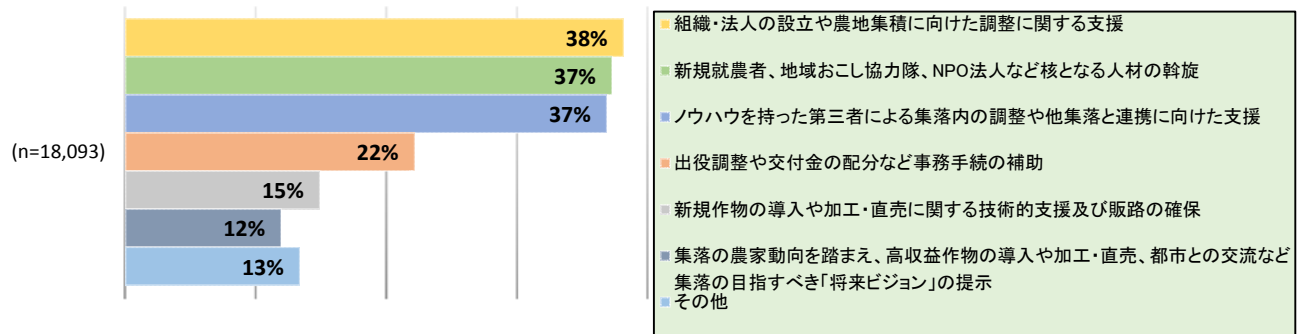
(アンケート調査結果)

・中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要と思うか。



- このため、協定等に基づく活動を着実に実施しつつ、農地等の維持管理に不安を抱える集落等に対して、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補い、将来に亘り協定農用地を維持管理していける体制づくりに向けた積極的な支援が必要である。
- 支援に当たっては、協定毎に抱える課題や支援ニーズを踏まえつつ、農業生産性の向上、高収益作物の導入や6次産業化による所得向上などのより前向きな取組、協定の広域化、集落戦略の作成に取り組んだ協定が、農業の担い手や活動の核となる人材の確保、農地の集積・集約化に繋がっていることから引き続きこれらの取組を積極的に推進していくことが必要と考えられる。
- また、高齢化の進展により協定参加者の減少が危惧されることから、地域内の非農業者や地域外の人材なども含み農地・農道・水路等の管理作業に必要な人員を確保するなど条件不利地域における担い手の負担軽減に向けた地域ぐるみでの体制づくり、農作業体験などによる「交流人口」や共同取組活動などへ定期的に参加する「関係人口」の増加に向けた段階的な取組を進めつつ、「担ってもらい役割」「求める人物像」の明確化など地域おこし協力隊や新規就農者をはじめとする外部人材の積極的な受入に向けた条件整備、省力化技術の導入や手間のかからない作物の導入など少人数でも取り組める農業生産活動の検討などを行うことも重要と考えられる。
- 将来を担う人材の確保に向けては、集落に居住する若年層はもとより、近年、強まっている「田園回帰」の流れの中で、中山間地域等を訪れる者が、地域の持つ魅力や可能性（地域資源）を再評価でき、更に地域資源を活用した付加価値の高い農産物の生産・販売、加工、都市住民を巻き込んだ農地等の保全活動など新たな発想による取組に繋がる支援が重要であると考えられる。

・課題を解決する取組を進めるため、どのような支援が必要か。



## 8 今後の制度のあり方

- ・ 今回の中間年評価等で明らかになった本制度の実施効果や地域が抱えている課題、課題解決に向けた取組の効果を最終評価で検証し、今後の制度のあり方を検討していくこととする。

## 9 中間年評価に対する第三者機関の評価

- ・ 今回の中間年評価では、農業生産体制の整備や所得形成など新たな評価項目を追加した上で、評価内容に重複がないよう体系的に評価されていること、制度の法定化により長期的な施策の実施が考えられる中、農林業センサスを活用した定量的な効果分析による施策評価が行われたこと、地域の特徴的な取組事例の収集・整理をもって質的な評価にも取り組んだことなど、評価の充実に向けて新たな挑戦がなされていることを高く評価する意見があった。